

熊本県監査委員公告第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成28年12月1日から平成29年2月16日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年8月10日

熊本県監査委員 豊田 祐一
 同 竹中 潮
 同 城下 広作
 同 池田 和貴

指摘事項

監査対象団体 (所管課)	監査の結果	措置状況等
熊本利水工業株式会社 (体育保健課)	<p>(利用料金の承認について)</p> <p>八代運動公園については、利用料金制を採用していることから、利用料金の額については都市公園条例に基づき、指定管理者が知事の承認を得て定めることとなるが、同規定の手続が行われていない。</p> <p>指定管理の実施に当たっては、熊本県都市公園条例の規定に基づき、適正に執行するよう指導すること。</p>	<p>熊本県都市公園条例第18条第2項の規定に基づき、遡って承認申請を行わせ、承認した。</p> <p>今後は、指定管理者及び県によるモニタリングを通じ、協定書及び業務仕様書により適切に事務処理がなされているか、指導監督を行う。</p>
熊本利水工業株式会社 (体育保健課)	<p>(許可証印押印申請書の交付について)</p> <p>八代運動公園に係る有料公園施設使用許可に際しては、熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則に基づき、使用許可申請書に許可証印を押印したものを申請者に交付するよう、前回監査で課題としていたが、改善されていない。</p> <p>熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則に基づき、適正に執行するよう指導すること。</p>	<p>熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則第3条第1項の規定に基づき、許可を行うよう指示し、改善されたことを確認した。</p> <p>今後は、指定管理者及び県によるモニタリングを通じ、協定書及び業務仕様書により適切に事務処理がなされているか、指導監督を行う。</p>

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 条例、法令、規則、通知、通達違反で事務執行不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行、財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意・重大な過失に起因する不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性、効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に是正・改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの